

# 土木学会の公益法人改革への対応

はじめに

土木学会は、平成20年7月18日の理事会で決定された公益法人改革への対応の基本方針「本年12月1日から施行される新しい公益法人制度において、土木学会は、その活動目的を継続的かつ一層効果的に達成していくために、平成21年度を目途とし、公益社団法人への移行を図る。」に基づき、公益目的事業明確化のための事業の整理・再編成、定款・細則等の変更の検討、申請書類の作成等の準備作業を進めています。

以下、基本的な考え方、経緯及び今後の手続きをご紹介します。

## 1 土木学会の活動

土木学会は、土木工学の進歩、土木事業の発達及び技術者の資質向上を通じて社会に貢献することを目的に活動する、文部科学省認可学術団体（社団法人）です。現在の会員は、学生会員を含めて約3万8千人で、大学人のほかコンサルタント、建設業、官庁、その他の技術者・研究者から構成されています。現在の年間の予算規模は、約15億円（平成20年度）であり、収入に関しては、総収入から管理費以外の経費を差し引いた粗利ベースで見ると、収入の約75%を会員の会費に依存しています。他の収入源は、出版事業、講習会などの行事、受託事業などです。

主な活動は、各種委員会による調査研究活動及び委員会活動の一環としての講習会・シンポジウムの開催、さらにはその成果の公表のための出版、研究成果発表・情報交換のための論文集や土木学会誌の発刊、あるいは土木に関する出版物その他の情報収集と供覧を行う図書館事業などです。また、臨機の対応になりますが、地震や水害などの災害時に緊急調査団を派遣し復旧への提言などにつなげる事業、裁判における鑑定人の推薦なども重要な事業となっています。

技術者の資質向上に関しては、日常的な講習会・シンポジウムによる技術の研鑽のほか、技術者の生涯に渡る技術力向上とその評価を社会に示すことを目的として、継続教育と一体となった技術者資格制度を実施しています。

このような活動は、東京の本部だけでなく、国内8支部、さらには韓国、台湾、モンゴル、インドネシアなど海外の分会における活動としても展開しています。

社会基盤施設の中心を構成する土木施設は、出来上がってしまうと空気のような存在となり、その維持管理や造ることの困難さなども忘れ去られてしまう傾向があります。今後、国内の少子化、人口減少、国際競争の激化の中、わが国社会基盤の戦略的な整備に向けて、その下支えとなる土木工学の発展と、あるいはこれらに深い関わりを有する土木技術者の資質向上のため、土木学会の役割は重要性を減ずることはありません。特に、地域レベルで見た土木施設のあり方を議論することが求められており、支部の活動をさらに強化することも重要です。

土木施設の整備は、官を中心とする発注者、コンサルタント、ゼネコン及び大学等関係者が適正に連携・機能してはじめて建設・管理・運営されるものであり、多方面の関係者の携り方の点で一般の工業製品と大きく異なります。その意味でも、各界の専門家が集う土木学会は、土木工学の研究や技術者の資質向上などの活動を通じて、的確な計画、設計・施工、維持管理、あるいは運用の技術などに関するトータルとしての最適化とその進歩のため、今日まで重要な役割を果たしてきており、今後も期待されていると考えています。

## 2 公益法人改革と学会活動

従来、公益法人は、民法第34条に基づき、公益性及び非営利性について主務官庁の確認を受け、設立を許可されています。この制度のもと、公益法人は、営利が期待できず、かつ主務官庁が直接できない公益活動を代わりに実施することにより、社会の発展と公共の利益増進に寄与してきています。

一方、この制度は明治29年の民法制定以来 100余年にわたり継続され、この間、高度経済成長の終焉をはじめとする社会経済情勢の変化とともに、公益法人について、経営体制の不透明性、設立許可基準や公益性の不明確性、税制優遇下の収益事業による民業圧迫、行政代行による特定事業の独占、官僚の天下りの受け皿となる、などの問題点が顕在化してきました。

このような状況下、平成14年3月に「公益法人制度の抜本的改革に向けた取組みについて」が閣議決定され、公益法人制度について抜本的かつ体系的な見直しが行われることとなりました。以降、平成15年11月に設置された「公益法人制度改革に関する有識者会議」などでの検討を経て、平成16年12月に閣議決定された「今後の行政改革の方針」の中で「公益法人制度改革の基本的枠組み」が具体化されました。新たな公益法人の基本的仕組みは、現行の公益法人の設立に係る許可主義を改め、法人格の取得と公益性の判断を分離することとし、公益性の有無に関わらず、準則主義（登記）により簡便に設立できる一般的な非営利法人制度を創設すること、各官庁が裁量により公益法人の設立許可等を行う主務官庁制を抜本的に見直し、民間有識者からなる委員会の意見に基づき、一般的な非営利法人について目的、事業等の公益性を判断する仕組みを創設すること、とされました。

この基本的枠組みに基づき、平成18年6月2日に「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律案」（法人法）、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律案」（認定法）及び「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」（整備法）の3法が公布されました。3法は平成20年12月1日に施行され、現行の公益法人は、施行日から5年間の移行期間内に必要な手続きを行い、「一般社団（財団）法人」（一般法人）又は「公益社団（財団）法人」（公益法人）のいずれかに移行しなければ解散したものとみなされることとなりました。

一般法人は、民間企業並みに課税されますが事業内容に非営利性以外の制約がなく、法人法の規定を満たし行政庁の許可を受けて移行できます。一方、公益法人は、税制優遇が受けられますが事業に非営利性だけでなく公益性が求められ、法人法に加え厳しい認定法の規定を満たし行政庁から公的認定を受けなければ移行できません。

土木学会は、この新たな公益法人制度への移行にあたり、学会の事業の公益性、内部統治の重要性、今後の活動に当たって学会の活動が社会的に評価されることの重要性及び財政上の税制優遇の必要性などを総合的に勘案して、公益社団法人への早期移行を目標とすることとし、冒頭に記したように以下のとおり理事会で決定しています。

土木学会の公益法人改革への対応の基本方針（平成20年度7月理事会決定） 新たな公益法人制度において、土木学会は、その活動目的を継続的かつ一層効果的に達成していくため、平成21年度を目途に、公益社団法人への移行を図る。
---

公益法人は、行政庁の厳正な審査により公益性を認定されることから高い社会的信用と評価が得られると考えられます。

会員各位にとっては、社会的信用度の高い学会の目的に賛同して会員となり、国が公益性を認定した活動に参画していることとなることから、社会的評価が向上すると考えられます。

また、公益法人は、寄附への税制優遇を受けられる特定公益増進法人（特増法人）に該当することとなり、これを活用して学会活動への支援を得ることは、活動の安定的継続に貢献すると考えています。

さて、公益認定を受けるためには、法人法で求められている内部統治の一層の明確化、

公益目的事業比率の確認のための事業体系の調整と会計システムの整理の2点が特に重要です。

まず、内部統治の明確化は新制度のポイントであり、公益法人であるか一般法人であるかにかかわらず求められる重要な要件です。内部統治に関しては、従来の定款、細則類を法人法の実態に合致するように見直していますが、学会活動そのものはほぼ従来どおり継続しようとしています。これら定款や規程類の変更に関する基本方針に関しては、以下のとおり理事会で決定しています。

定款の変更の案作成の基本方針（平成20年度9月理事会決定）

1. 現在の学会の活動内容、組織運営を基本的に維持しつつ、関係法令の要求及び学会活動発展等の実態をふまえて、新公益法人として求められる活動内容、組織運営を包括的かつ明解に表現する。
2. 法令及び関連する公表資料を参照しつつ、内部統治、公益認定基準など法令等により求められる事項、技術者の資質向上に関わる活動など学会の判断に基づく事項を表現する条文で構成する。
3. 作業に当たり、各部門及び支部並びに運営会議の意見を聴きつつ、計画的に進める。

一方、公益性の確認のためには、定款に定める事業を一部組み替えるとともに、現在の会計体系を整理し、収支相償の確認を行いやすくすることとしました。会計手続きはすでに大半が電子化してあったため、この会計体系再編作業は比較的小規模な改変で終わらせる見込みです。

### 3 新法人移行のための準備

準備に当たっては事務局内に事務局長を長とするタスクフォースを編成して詳細な検討を進めています。

#### (1) 内部統治に関する準備

内部統治に関しては、法人法、認定法などの関連法令の要求を満たし、かつ現在の事業を支障なく継続できるよう、内閣府より公表された『移行認定のための「定款の変更の案」作成の案内』等の公表資料を参考として定款原案を作成しています。

作成にあたっては、現在の学会活動は関係法令に照らして十分に公益的であると考えられるので、確実に公益認定を受けることに重点を置くものとしました。合わせて学会の活動目的を継続的かつ一層効果的に達成していくため、学会の活動内容と組織運営に関する基本は維持し、現定款の規定を引き継ぎつつ、技術者資格制度や継続教育など、前回（1999年）の定款変更以降の学会活動の発展等の実態をふまえ必要な変更を行うこととしました。

また、定款は組織運営の大綱であり、頻繁な変更を行わずに使用できるよう、包括的で明解な表現となるよう配意しました。さらに、法令に手続き等の詳細が定められているものは、必要以上に引用することを避け、煩雑化しないことに心がけるとともに、詳細な運用は細則や規程類に委ねることとし、柔軟に対応できるよう考慮しました。ただし、通常の業務における基本的な流れが定款のみで把握できるよう、一部基本的な内容については、法令の定めがあるものも重複して定款に定めることとしました。

#### (2) 意見聴取とその反映

定款の変更の案については、学会内部における合意及び意思決定手続きが重要です。そのため、前述のとおり平成20年7月理事会、8月運営会議、9月理事会で段階的に基本的な方向付けを確認するとともに、9月及び11月理事会で報告し意見をいただいたほか、各部門及び支部には10月と12月の2回、運営会議には12月と平成21年2月の2回、各々意見を聴取し、平成21年1月には学会ホームページを通じ一般会員にも意見を聴取してそれら

を反映させているところです。現行定款からの変更点は、法人法をはじめとする関連法令への適合のための修正が中心となっていますが、一部に、既存の事業の公益性説明及び内部統治の明確化の観点から従来の事業や手続きを再整理して明示したもの、その他用語の整理等を行ったものなどがあります。

また、規程類についても、定款及び細則への適合を念頭に実態に合わせて必要な整理を行っており、支部の運営などに関して内部統治を再確認する良い機会となっていると考えています。

### (3) 事業の公益性に関する準備

1)一まとめりとなる事業の分類 ... 学会の事業は21の小事業に分類されますが、これらをその性格、定款との対応、実施部門等を勘案して7つの公益目的事業として再編成し、収支相償算定の際の基本的なまとめりとしてとしました。

2)公益事業区分 ... さらに、内閣府が公表している公益目的事業のチェックポイントに従って、学会の21の小事業が内閣府公表の公益認定等ガイドラインに示された17事業区分のどの事業に相当するかを検討しました。(表参照)

大部分の事業は現在のままで公益性の説明が行えると思われませんが、ごく一部に従来のままでは不十分と思われるものも散見されたので以下のような措置を行っています。

公益性は有するものの、会員限定的な運用があるものは、一般公開等を徹底 ... 一部の支部の講習会等。

公益的な事業であると考えられるが、従来税法上収益事業に分類されているものについては、新たに公益性の定義を明文化 ... 出版事業、受託事業。

これらに関しても、定款・細則とともに各部門等の意見を聴取し、必要な修正を行っています。

### (4) 今後の手続き

学会が新法人へ移行しても、日々の業務にあってはさほど影響を受けないと考えています。現状から新法人への円滑な移行をその目標としていることから当然の結論ですが、むしろ公益法人としてのメリットをいかに活用できるかが重要で、その実現は今後の対応にかかっているといえます。

それには、従来の視点に加えて地域の課題に解を提供し、社会にとって、また会員にとって魅力あるように学会活動を活性化することも必要です。新公益法人への移行を機に、財政の改善と地域貢献を同時に達成するために、支部の活動の活発化は重要であり、さらに持続的に社会に貢献する学会となることを目指しています。

今後の手続きとしては、定款の変更の案等に関して総会の決議を得た後、行政庁に公益認定申請を行うこととなります。

本年5月29日に招集する総会には、これまで述べてきた定款の変更の案等の公益法人改革への対応という重要案件を付議することから、極力多くの会員に出席いただき、決議を得なければならないと考えています。やむを得ず欠席される会員諸兄におかれましては、別途送付する議案書を参照の上、各議案について書面をもってあらかじめ意志を表示していただくようお願いいたします。

表

公益目的事業区分と学会の事業の対応（案）

		I 公益目的事業の事業区分 (公益認定等ガイドラインによる区分)																対応する定款の事業(斜体は定款上の新規事業)			
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16		17	18	
		検査検定	資格付与	講座、セミナー、育成	体験活動等	相談、助言	調査、資料収集	技術開発、研究開発	キャンペーン、月間	展示会、ショー	博物館等の展示	施設の貸与	資金貸付、債務保証等	助成	表彰、コンクール	競技会	自主公演	主催公演	その他		
学会の事業名(案)	【公1】 調査研究事業						1(1) 1(2) 1(3)													(1)土木工学に関する調査、研究 (2)土木工学の発展に資する国際活動 (3)土木工学に関する建議並びに諮問に対する答申	
							1(4) 1(5)													(4)会誌その他土木工学に関する図書、印刷物の刊行	
	【公2】 講演会等事業			2(1) 2(2) 2(3)																(5)土木工学に関する研究発表会、講演会、講習会等の開催及び見学視察等の実施	
	【公3】 表彰・助成事業													3(6) 3(7)	3(1) 3(2) 3(3) 3(4) 3(5)					(6)土木工学に関する奨励、援助	
	【公4】 技術力評価事業	4(1) 4(2)																			(7)土木工学に関する学術、技術の評価
	【公5】 資格等事業		5(1) 5(2)																		(8)土木技術者の資格付与と教育
	【公6】 広報・啓発事業								6(1)												(9)土木工学に関する啓発及び広報活動
【公7】 図書館事業						7(1)														(10)土木関係情報、図書、その他資料の収集・保管、社会への情報提供及び土木図書館の運営・管理	

〔備考〕対応小事業名の\*印は、現在の会計処理がそのまま対応するもの。